

お 知 ら せ

- 1 本件は、物件1～4、物件5～7に分けて売却しております。
- 2 入札を申し込む際には、必ず物件番号を明記してください。
- 3 なお、一部の不動産の買受申出額で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済できる見込みがあるときは、他の不動産についての売却許可決定を留保することになりますので、予めご承知おきください。(民事執行法73条1項、188条)

以 上

入札時に提出する陳述書について

(お知らせ)

入札時には、入札書、住民票等のほか、陳述書も提出していただく必要があります（民事執行法 65 条の 2、民事執行規則 38 条 7 項、31 条の 2）。

入札書と共に陳述書が提出されないと、その入札は無効となります。また、陳述書の追完はできません。

陳述書の記載に不備がある場合には、入札が無効となることがありますので、記入、提出に当たっては、陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

なお、各陳述書の「陳述」欄にある「自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙（中略）のとおりです。」は、これに該当する場合のみ、□にチェックを入れてください。□にチェックが入っているのに、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない場合は、その入札は無効となります。

陳述書は、神戸地方裁判所執行官室でお受け取りいただくか、BIT（<https://www.bit.courts.go.jp/>）のホーム画面右下にある「ダウンロード」にも掲載しております。

必要書類など、ご不明な点は、神戸地方裁判所執行官室（078-341-2130）までお問い合わせください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 8 月 4 日

神戸地方裁判所第 3 民事部

裁判所書記官 栗 田 哲 司

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 8 月 20 日から 令和 7 年 8 月 27 日まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7 年 9 月 2 日 午前 10 時 00 分 神戸地方裁判所売却場(1階)
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 7 年 9 月 22 日 午後 2 時 00 分 神戸地方裁判所第 3 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 8 月 4 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



913

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
5～7	1,520,000 1,216,000	一括	310,000	54,349	14,822
5	320,000				
6	1,050,000				
7	150,000				



物 件 目 録

5 所 在 三木市志染町広野八丁目

地 番 103 番

地 目 山林

地 積 64 平方メートル

(現況)

地 目 宅地

6 所 在 三木市志染町広野八丁目

地 番 104 番

地 目 山林

地 積 211 平方メートル

(現況)

地 目 宅地

7 所 在 三木市志染町広野八丁目 104 番地、103 番地

家屋 番号 104 番

種 類 共同住宅

構 造 木造瓦葺 2 階建

床 面 積 1 階 149.05 平方メートル
2 階 149.05 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 6月 9日

神戸地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 栗 田 哲 司

1 不動産の表示

【物件番号5～7】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号5～7】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号7】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号5、6】

周辺隣地との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみが簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

5 所 在 三木市志染町広野八丁目

地 番 103番

地 目 山林

地 積 64平方メートル

(現況)

地 目 宅地

6 所 在 三木市志染町広野八丁目

地 番 104番

地 目 山林

地 積 211平方メートル

(現況)

地 目 宅地

7 所 在 三木市志染町広野八丁目104番地、103番地

家屋 番号 104番

種 類 共同住宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 149.05平方メートル
2階 149.05平方メートル



令和4年(ケ)第 127号
令和7年 2月 7日受理
令和7年 4月 4日提出

再現況 調査報告書 (物件5～物件7)

神戸地方裁判所

執行官 佐藤 彰彦

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

5 所 在 三木市志染町広野八丁目
 地 番 103番
 地 目 山林
 地 積 64平方メートル

6 所 在 三木市志染町広野八丁目
 地 番 104番
 地 目 山林
 地 積 211平方メートル

7 所 在 三木市志染町広野八丁目104番地、103番地
 家屋 番号 104番
 種 類 共同住宅
 構 造 木造瓦葺2階建
 床 面 積 1階 149.05平方メートル
 2階 149.05平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	三木市志染町広野8丁目103番地、104番地			
土地	物件5、6			
現況地目	☒ 宅地(物件5、6) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)			
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☒ 配置略図のとおり			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本件土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)			
その他の事項				
建物	物件7			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;"> 種類: 構造: 床面積: </td> </tr> </table>		{	種類: 構造: 床面積:
{	種類: 構造: 床面積:			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 共同住宅(空き室) として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)			
その他の事項				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;"> 地方裁判所 支部 令和 年() 第 号 保管開始日 令和 年 月 日 </td> </tr> </table>		{	地方裁判所 支部 令和 年() 第 号 保管開始日 令和 年 月 日
{	地方裁判所 支部 令和 年() 第 号 保管開始日 令和 年 月 日			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 配置略図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は、公図、地積測量図、建物図面（各階平面図）及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件各土地の境界については判然とせず、利害関係人の立会いの下での測量が必要と思われる。
- 3 本件建物は荒廃が進み、壁と2階の廊下の大半が落ちてしまっている。全体が倒壊する恐れがあり、三木市生活安全課から空家等対策の推進に関する特別措置法第2条2項のそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある「特定空家等」の認定を受けている。それによると所有者への指導を行うところであるが、債務者兼所有者死亡により指導等が行えないため、現状では条例によるブルーシートを張る程度の緊急予防措置を取る可能性があるとのことであった。現在、三木市により道路沿いにコーンが置かれている。
- 4 本件建物は、2階が危険なため階段を上がれないよう鉄板で覆われている。また、1階の部屋についても壁や天井が落ちる危険性があるため、1号室のみ内部調査をし3号室は外から覗いた範囲での調査を行った。
- 5 令和4年12月から同5年1月の調査時における主な債務者兼所有者の陳述は以下のとおり。
 - ① 上記当時より2, 3年前から誰も住んでいない。
 - ② 本件建物の排水処理については浄化槽である。敷地内に下水道の枡があるが下水道には接続していない。
 - ③ 西側境界を測量したところ、隣地（98番）のブロック塀からこちらに約2.6メートルあたりが境界になると思われる。
 - ④ ③を前提とすると浄化槽が隣地（98番）に越境している。これは隣地所有者も認識している。

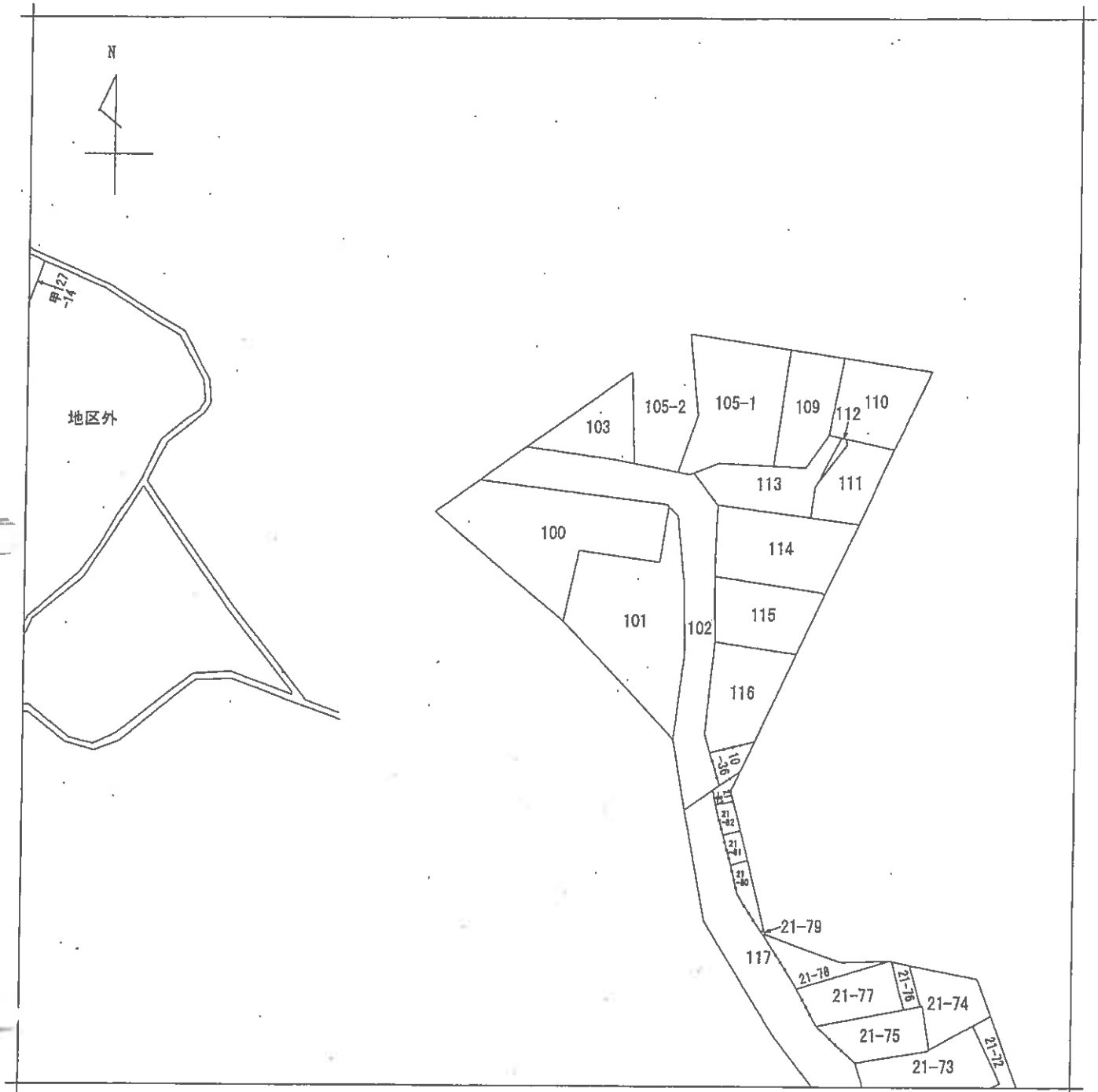
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年2月18日(火) 9:50-10:15	神戸地方法務局明石支局	公図及び登記簿謄本交付申請(受領)
令和7年2月20日(木) 9:38-9:49	三木市資産税課	公課、評価証明書申請(受領)
令和7年2月27日(木) 10:45-11:00	物件所在地	物件確認、占有調査、外観写真撮影
令和7年3月3日(月) 13:33-13:52	執行官室(電話発信)	三木市生活安全課に聴取調査
令和7年3月7日(金) 16:05-16:45	物件所在地	物件立入調査、評価人同行、写真撮影
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人 及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和7年3月7日(物件5から7) 目的物件の1号室について解錠の必要がなかったため、立会人Aを立ち会わせて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

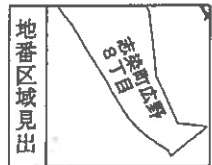
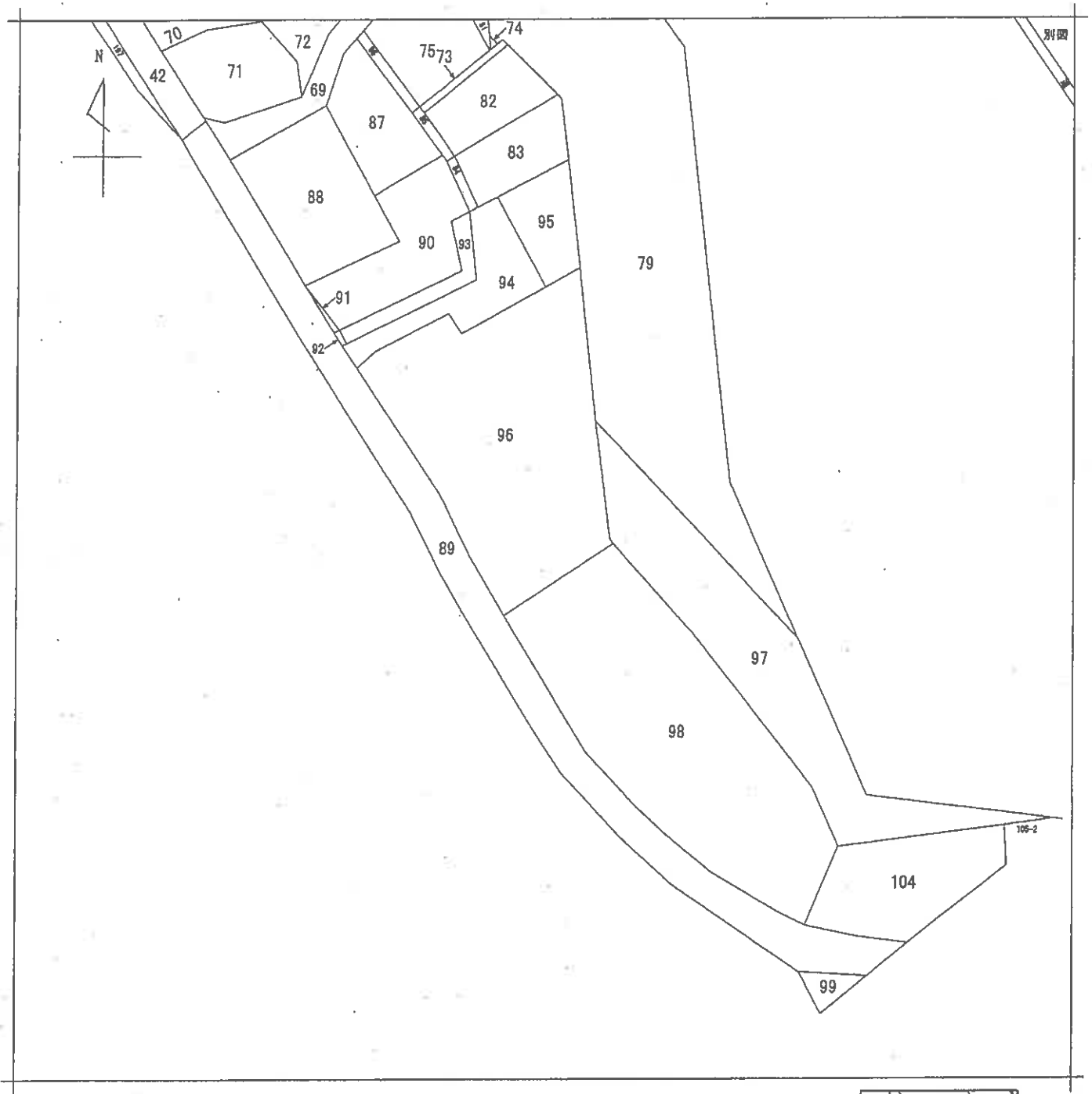
(4 枚目)



- A 緑が丘町西1丁目
- B 緑が丘町中1丁目
- C 志染町広野

請求部	所在	三木市志染町広野八丁目				地番	100番			
出力縮	縮尺不明	精度分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備考付年月日(原図)			補記事項		

本図面はA3版をA4版に縮小したものである



A 志染町広野
8丁目

請求部	所在	三木市志染町広野八丁目				地番	89番			
出力縮	縮尺不明	精度区分		座標系 番号又は 記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日 (原図)			補記事項		

本図面はA3版をA4版
に縮小したものである

登記年月日：昭和50年9月26日

前 甲 143-52 後 甲 143-70 新 104

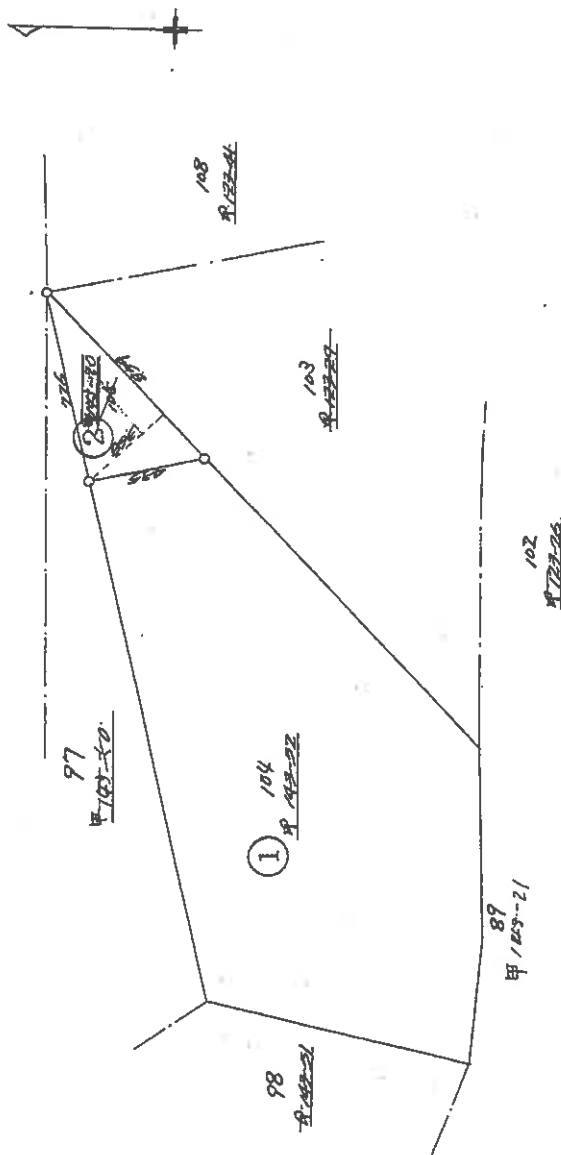
地番	甲 143-70-105
土地の所在	三木市志保町志保字 志保 8丁目

土地積
地積
測量
所測
在量
図図

昭和50年9月6日
製作年月日
50. 9. 26

製作者
製作者

105(甲143-70)は、地積更正



地積更正

- ② $\frac{105}{105} \times 105 = 105$
 $\frac{105}{105} \times 105 = 105$
 $\frac{105}{105} \times 105 = 105$
- ① $\frac{104}{104} \times 104 = 104$
 $\frac{104}{104} \times 104 = 104$
 $\frac{104}{104} \times 104 = 104$

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

日 記 地 10)

縮尺	1/200	1/
----	-------	----

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

638577

登記年月日：昭和50年9月26日

公用

前. 甲123-27 後. 甲123-47. 新. 103 105-1

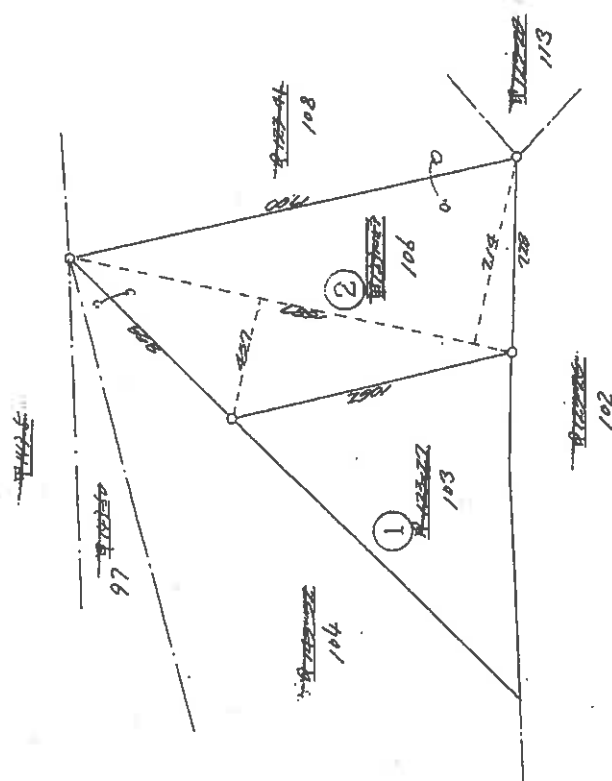
地番	甲123-47-106
土地の所在	三木市志染町太野字本谷 8丁目

105に合筆

土地積
地積
所測
在量
図

作製年月日
昭和50年9月6日
50. 9. 26

作製者



- ② 求 積
 $102 \times 103 \times 104 \times 106 \times 108 \times 113 = 102 \times 103 \times 104 \times 106 \times 108 \times 113$
① $102 \times 103 \times 104 \times 106 \times 108 \times 113 = 102 \times 103 \times 104 \times 106 \times 108 \times 113$

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

縮尺	1/200	1/
----	-------	----

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

638530

登記年月日：昭和50年9月29日

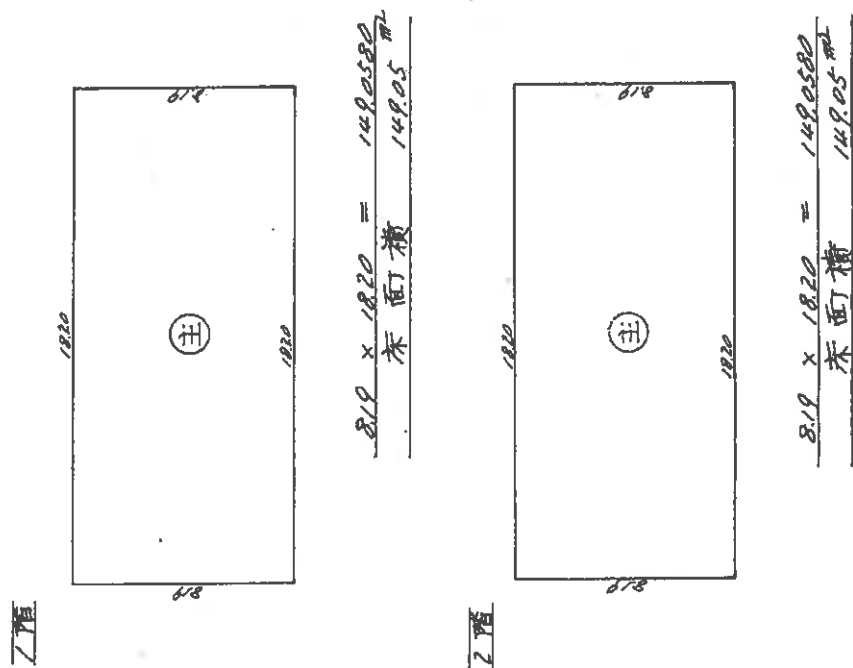
公用

建物階平面図
図面図
50.9.29

家屋番号	甲141-52 104
建物の所在	三木市志保町志保大字三木町141番地62 三木市志保町志保大字三木町141番地22

広野8丁目 104
103

各階平面図

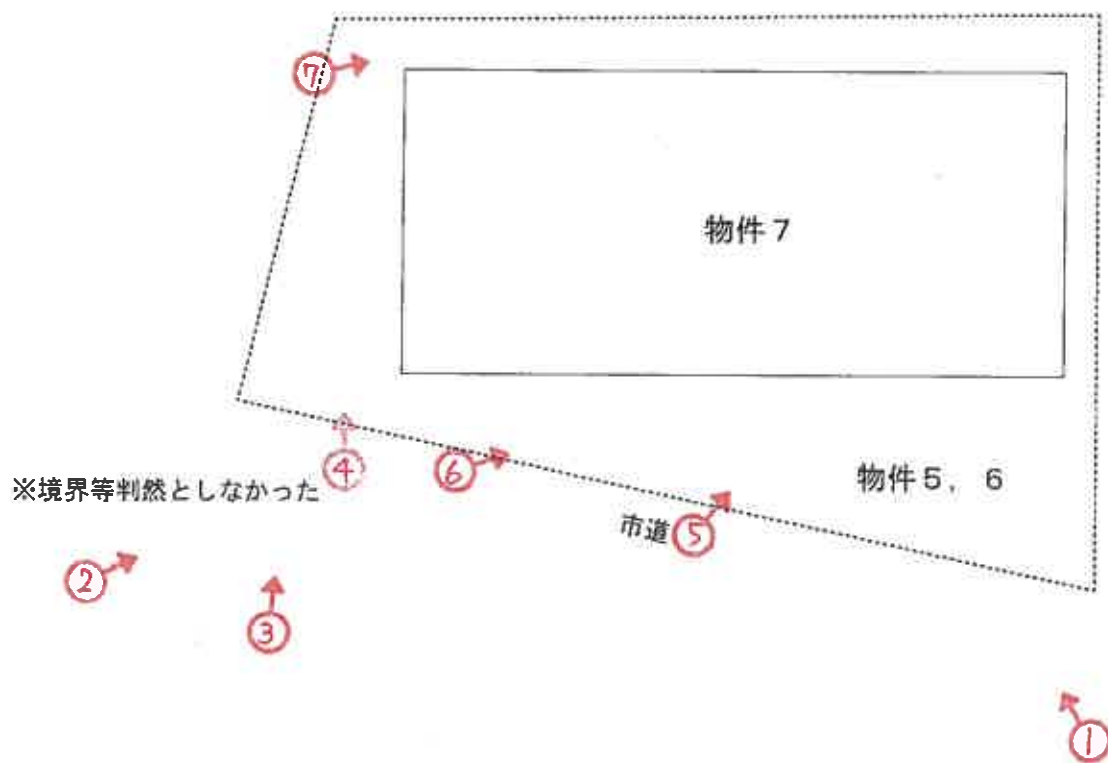


(日 縮 1/5)

縮尺	1/200	1/200
----	-------	-------

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)
524319

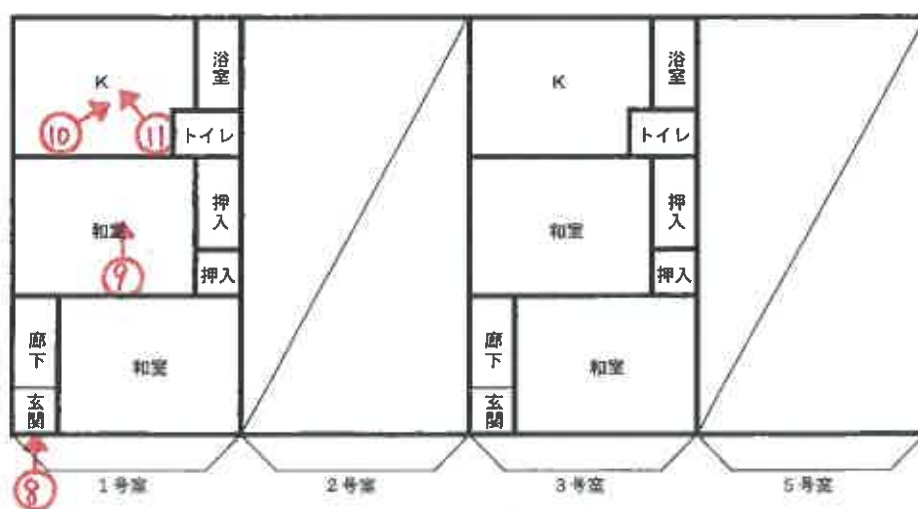
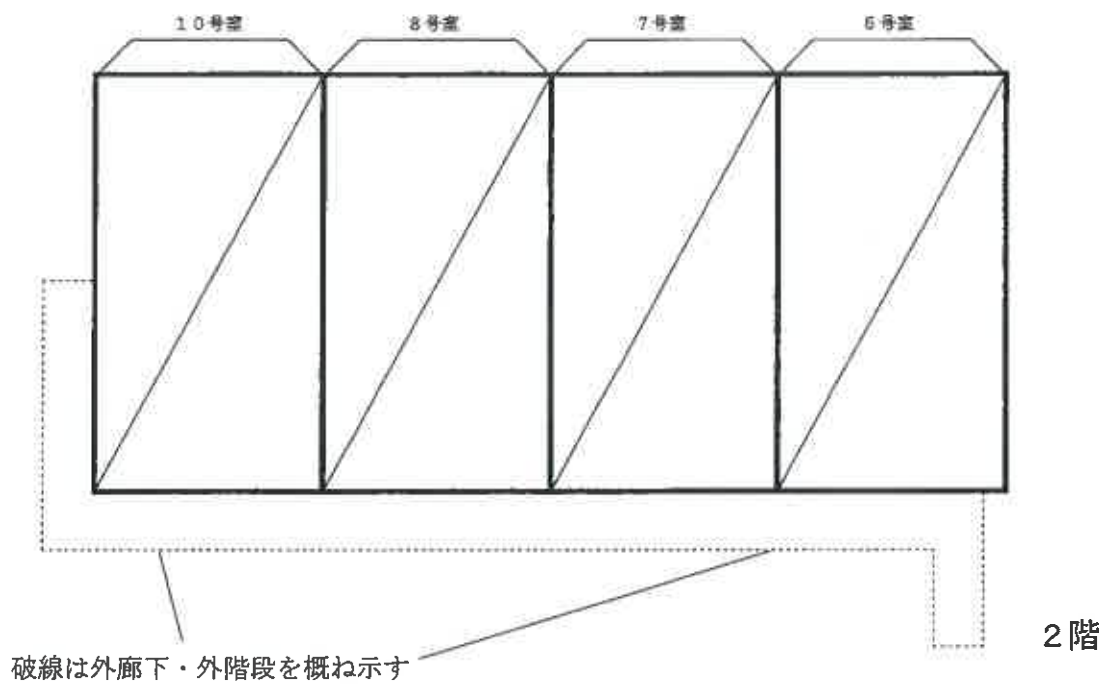
本図面はA3版をA4版に縮小したものである



(←○は写真番号および撮影位置・方向)

配置略図

※略図であり境界・範囲・形状等を特定・明示するものではない。
(10 枚目)



1階

(←○は写真番号および撮影位置・方向)

間取り略図

(11 枚目)



1



2



3



4

このあたりに
浄化槽がある



5



6



7



8



9

(14 枚目)



10



11

令和 4 年 (ケ) 第 127 号
(物件 5 ～ 7)

令和 7 年 3 月 7 日 現地調査
令和 7 年 3 月 25 日 評 価

神戸地方裁判所
第三民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

橋本 明人

第1 評価額

一括 価 格	
金1,520,000円	
内 訳 価 格	
物件5(土地)	金320,000円
物件6(土地)	金1,050,000円
物件7(建物)	金150,000円

- 1 一括価格は、物件5～7の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件5・6の内訳価格は物件7のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件7の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
5・6	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	地目：宅地 ・特記事項欄参照
7	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	
	特 記 事 項		
	・土地の境界は判然とせず地積も判然としなかった。境界・地積を明らかにするには専門家による測量等を要する。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件5・6）

位 置 ・ 交 通	神戸電鉄線 広野ゴルフ場前駅の東方 約650m（道路距離） （附属資料位置図参照）	
付 近 の 状 況	住宅、ため池等がみられる。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 50 % 100 % 建築基準法第22条指定区域 絶対高さ制限10m、外壁後退1m
画 地 条 件	登記記載数量合計275㎡の略台形地	
接面道路の状況	南側 約4～4.5m市道 県加東土木事務所担当課によると、上記道路は、建築基準法第42条第2項道路で表示されているが、幅員4m以上のところは建築基準法第42条第1項第1号道路の扱いとのこと。	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件5・6は一体として物件7建物の敷地に利用されているとみられる。 なお、北側隣辺りは崖状の急傾斜地と見受けられる。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 あり ガ ス 配 管 なし 下 水 道 市担当課によると、前面道路に本管は通っているが、下水道と物件7の建物は未接続とみられるとのこと。 （注）供給処理施設における「あり」・「なし」とは対象物件の前面道路に引込み可能な該当施設の本管が通っている・通っていない状態にあることをいう。	
土 壌 汚 染 等	土壌汚染の可能性について特段の情報は得られなかったが、その有無及び内容について確実な情報を得るには専門調査機関による土壌汚染状況調査を要する。	
特 記 事 項	・兵庫県ハザードマップによると、北側が土砂災害警戒区域に含まれている。 ・境界は判然としなかったが、所有者の陳述（令和4年12月から同5年1月の調査時における）によれば、西側について隣地（98番）のブロック塀からこちらに約2.6mあたりが境界になると思われるとのこと、浄化槽が隣地（98番）に越境しているとのこと、これは隣地所有者も認識しているとのこと。 ・三木市によると、三木市立地適正化計画を策定しており令和7年4月1日公表・運用されるとのこと（内容は三木市都市政策課に確認のこと）。 ・兵庫県によると、令和7年4月1日から盛土規制法の運用を開始するとのこと、宅地造成等工事規制区域に該当する。	

2 建物の概況及び利用状況等 (物件 7)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 昭和48年4月10日 新築 経過年数 52 年程度 経済的残存耐用年数 対象建物は経済的耐用年数を満了している。
仕 様	構 造 : 木造 屋 根 : 瓦葺 外 壁 : 吹付等 内 壁 : センイ壁等 天 井 : 板貼等 床 : タタミ等 設 備 : 特にない そ の 他 : 特にない
床面積（現況）	目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途： 共同住宅 間取り： 附属資料間取り略図のとおり
品 等	劣る
保守管理の状態	かなり劣る
建物の利用状況	再現況調査報告書のとおり
特 記 事 項	・石綿使用等の有無 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・老朽劣化が著しく危険な状態である。 ・三木市生活安全課から「特定空家等」の認定を受けている（詳細は再現況調査報告書参照）。 ・物件 5・6 の登記地積合計と物件 7 の登記床面積を前提での計算では、建ぺい率・容積率を超過している。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件5・6）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ
5・6	32,800	0.60	275	0.80	4,330,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示（三木-4）

公示価格等(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $41,500 \times 100/100 \times 100/103 \times 100/123 \approx 32,800$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇標準化補正：方位等（1.03）

◇地域格差： 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100/103 \times 100/101 \times 100/118 \times 100/100 \approx 100/123$

イ 個別格差：周辺状況（地勢）等（0.60）

ウ 地 積：登記記載数量合計

エ 建付減価：建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性の考慮

(2) 建物価格（物件7）

番 号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建 物 価 格 (円)
7	140,000	298.10	—	※ 10,000

※物件7建物は荒廃が進み危険な状態とみられること等から1万円とした。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建 付 地 価 格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
5・6	4,330,000	0.10	敷地占有利益	430,000

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
5・6	4,330,000	-430,000		0.50	0.70	1,370,000
7	10,000	+430,000	1.00	0.50	0.70	150,000
5・6内訳(登記記載地積比で按分)						
5						(320,000)
6						(1,050,000)
一 括 価 格 (合 計)						1,520,000

ウ 占有減価修正： 必要なし

エ 市場性修正： 老朽劣化が著しく危険な状態、境界判然としない、土砂災害警戒区域を含む、北側背後の状態、浄化槽が隣地に越境しているとの陳述あり等

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格等 (三木-4)

所 在 : 三木市志染町西自由が丘1丁目757番

価 格 : 41,500円/㎡

位 置 : 神戸電鉄線「志染」駅より道路距離500m

価 格 時 点 : 令和7年1月1日

地 積 : 171㎡

供給処理施設 : 水道、ガス、下水

接 面 街 路 : 南側幅員6m市道に接面

用 途 指 定 等 : 第1種低層住居専用地域(建ぺい率50%,容積率100%)

地 域 の 概 要 : 一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和6年度)

物件5 : 1,478,400円

物件6 : 4,874,100円

物件7 : 2,823,463円

第7 附属資料

1 対象不動産等の所在位置略図

2 公図写

3 地積測量図写

4 建物図面・各階平面図写

5 配置略図

6 間取り略図

7 現況写真

以 上

物 件 目 録

- 1 所 在 三木市志染町広野八丁目
 地 番 100 番
 地 目 山林
 地 積 50 平方メートル
- 2 所 在 三木市志染町広野八丁目 100 番地
 家屋 番号 100 番
 種 類 共同住宅
 構 造 木造瓦葺 2 階建
 床 面 積 1 階 146.99 平方メートル
 2 階 146.99 平方メートル
- 3 所 在 三木市志染町広野八丁目
 地 番 101 番
 地 目 山林
 地 積 209 平方メートル
- 4 所 在 三木市志染町広野八丁目 101 番地
 家屋 番号 101 番
 種 類 居宅
 構 造 鉄骨造瓦葺 2 階建
 床 面 積 1 階 106.38 平方メートル
 2 階 87.96 平方メートル
- 5 所 在 三木市志染町広野八丁目



物 件 目 録

地 番 103番
地 目 山林
地 積 64平方メートル

6 所 在 三木市志染町広野八丁目

地 番 104番
地 目 山林
地 積 211平方メートル

7 所 在 三木市志染町広野八丁目104番地、103番地

家屋 番号 104番

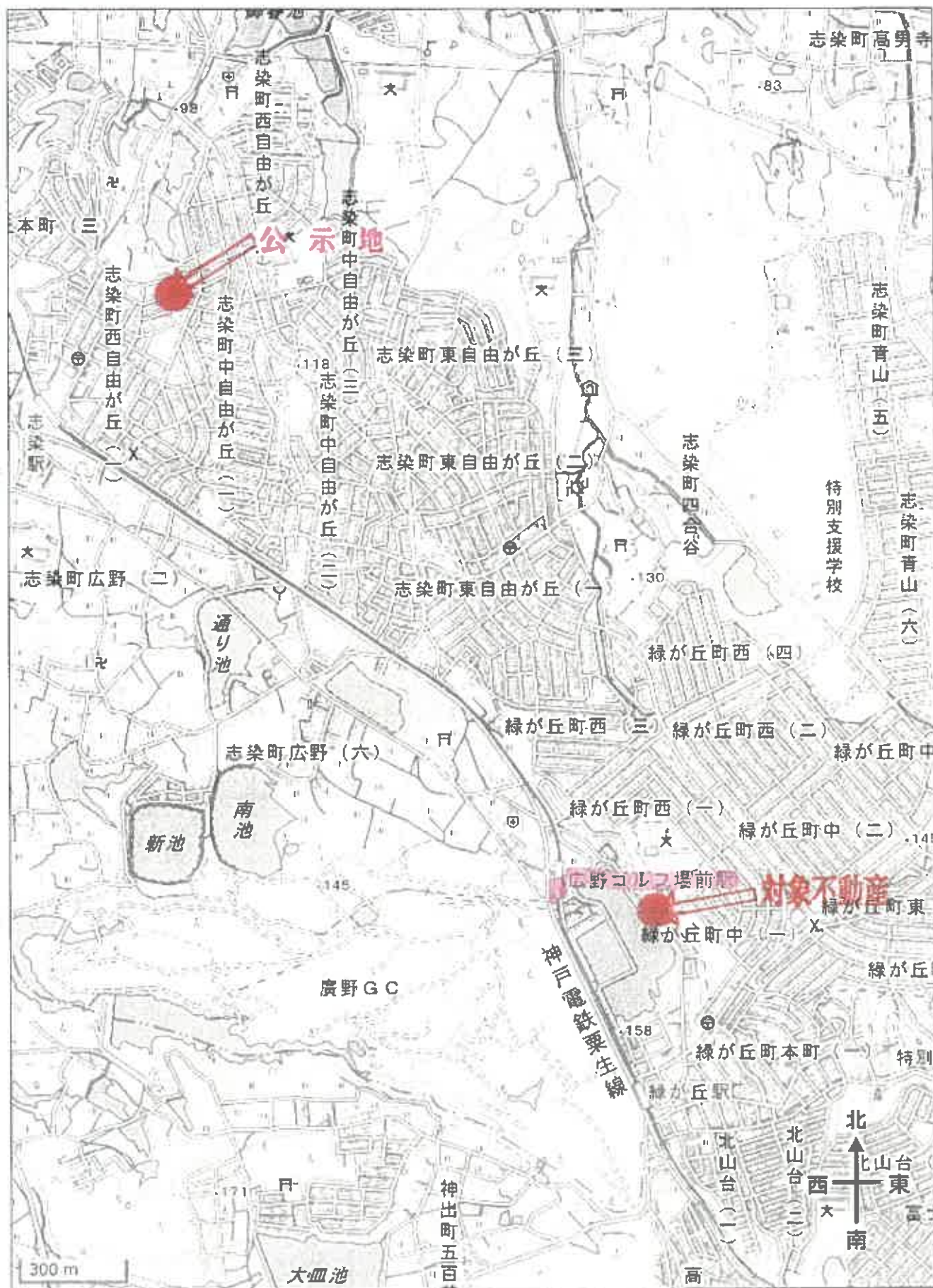
種 類 共同住宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 149.05平方メートル
2階 149.05平方メートル

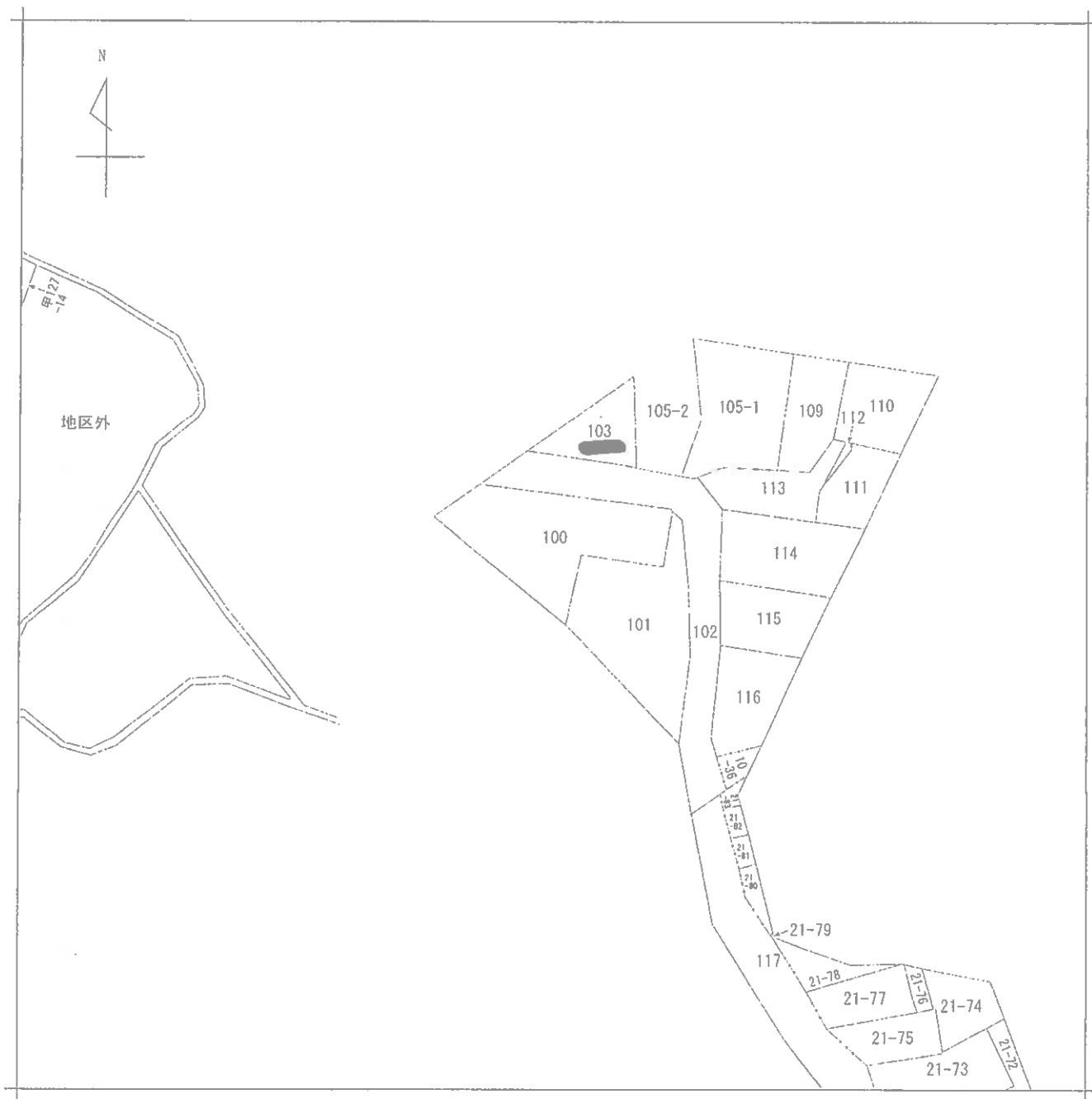


22



対象不動産等の所在位置略図

国土地理院地図データを基に加筆・作成

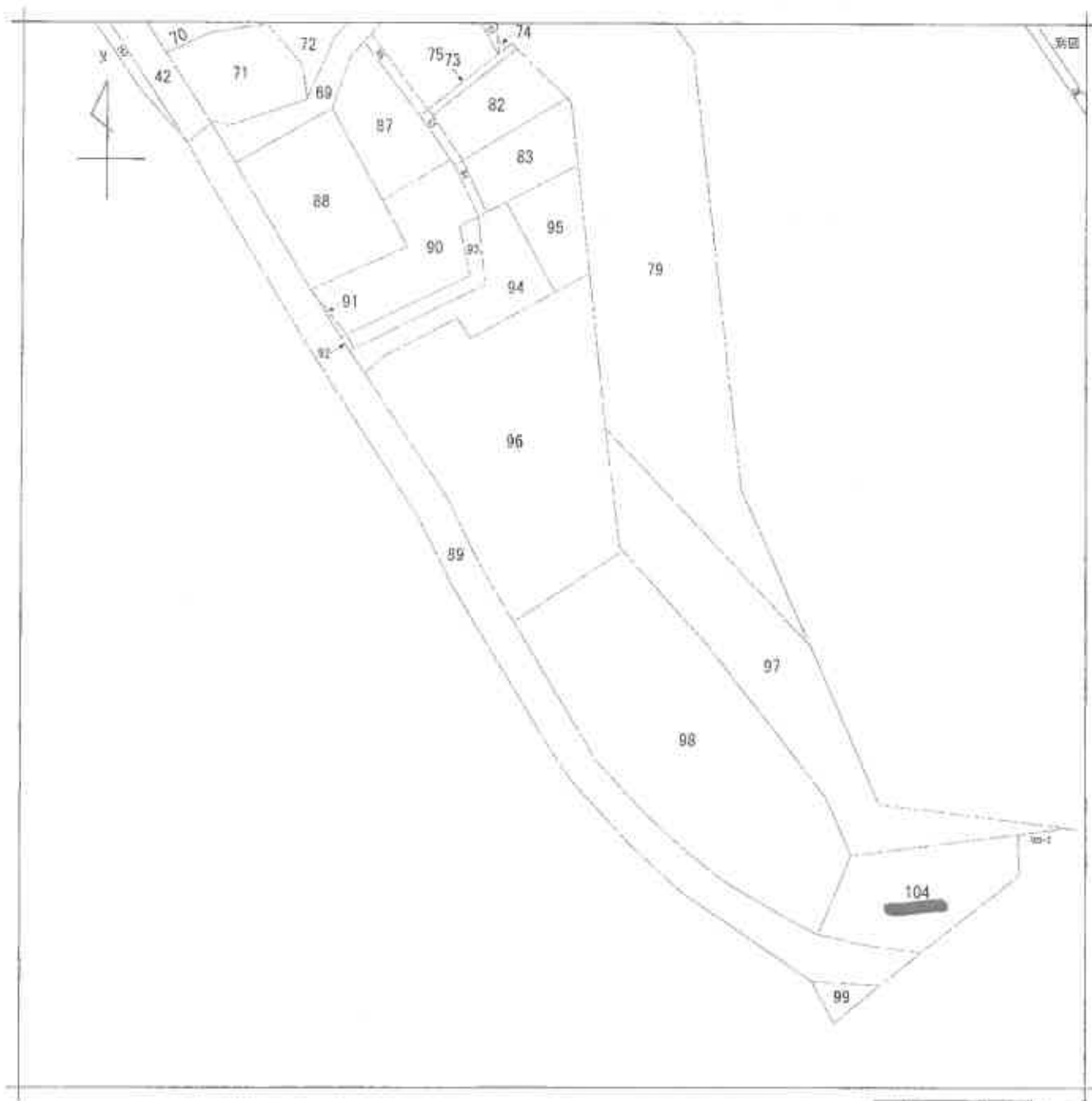


- A 緑が丘町西1丁目
- B 緑が丘町中1丁目
- C 志染町広野

請求部	所在	三木市志染町広野八丁目				地番	100番			
出力縮	縮尺不明	精度分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

公図写

縮小版



地番区域見出
三木市志染町八丁目
8.1.1

請求部	所在地	三木市志染町八丁目				地番	89番			
出力	縮尺不明	精度		座標系 番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月					施付年月日 (原図)			施工	記項	

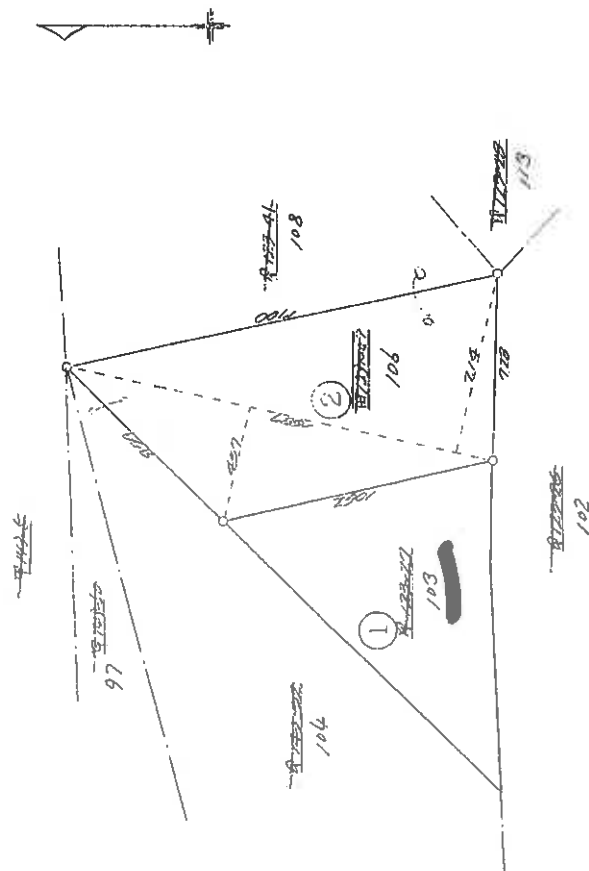
公図写

縮小版

前 甲123-27 後 甲123-47
新 105-1
103

地番	甲 123-47 106	地
土地の所在	三木市志梁町大野寺本谷 87目	

105 K-AD



② 求積
912342 106
16872 (457, 764) 19126477 m
912342

① 77727 103
1634750-987738 ~ 647012

(田 路 通 10)

（日）本土地家願臨在士會連合會（財）用

[illegible]

聯合會用紙
638580

縮小版

50. 9. 26

作製

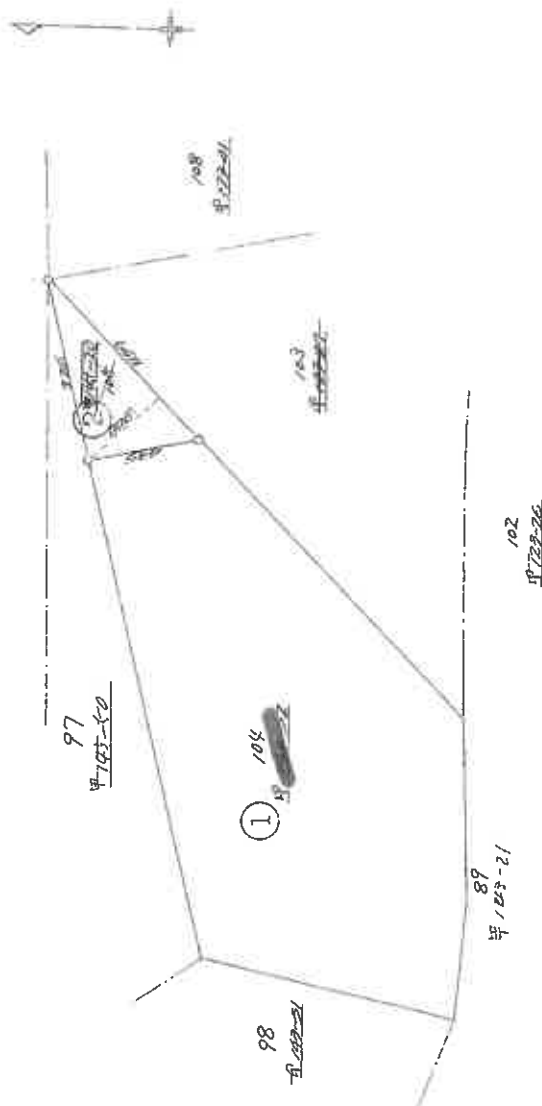
作 製 年 月 日	作 製 者
昭和 50 年 9 月 6 日	作 製 者

登記年月日：昭和50年9月26日

前 甲 143-52 後 甲 143-70 新 104

地 番	甲 143-70 104
土地の所在	三木市志保町玄野字上子谷 8丁目

105(甲143-70)の地積更正



② 地積更正

$$\frac{143-50 \times 143-21}{2} = 105$$

$$\frac{143-50 \times 143-21}{2} = 105$$

縮 尺	1/200	1/
-----	-------	----

(日本土地家屋調査士会連合会 用紙)

638577

登記年月日：昭和50年9月29日

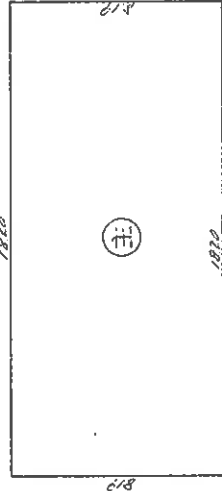
建物階平面図
50.9.29

家屋番号	甲141-52 104
建物の所在	三木市志保町志保大字上谷 甲141番地62 三木市志保町志保大字上谷 甲141番地27

広野8丁目 104
103

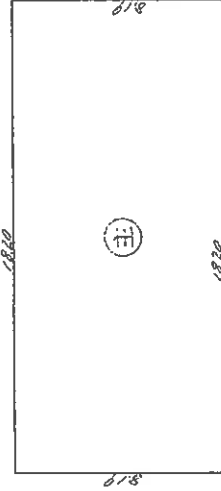
各階平面図

1階



$$\frac{819 \times 1820}{\text{床面積}} = \frac{1490580}{149.05 \text{ m}^2}$$

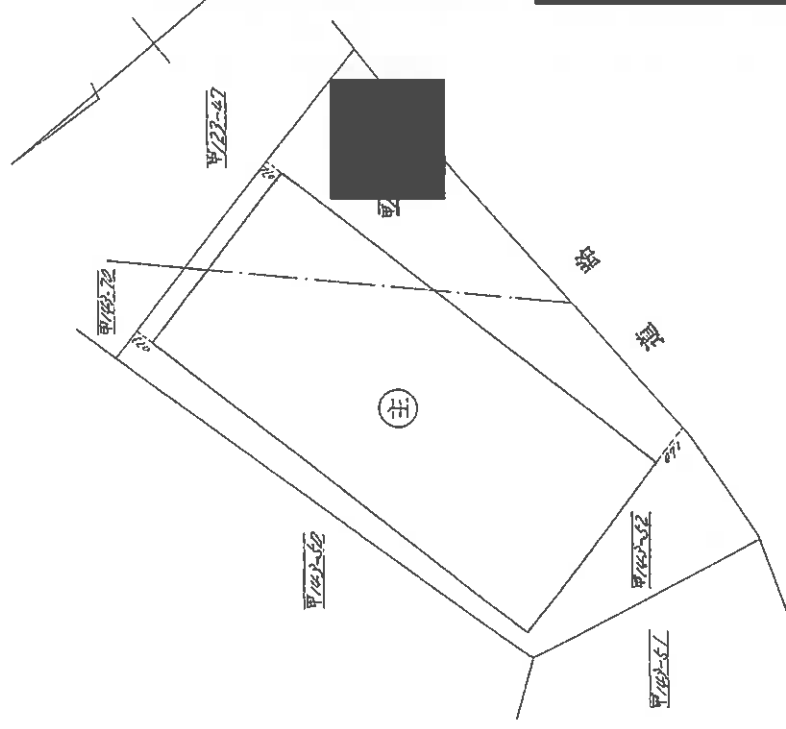
2階



$$\frac{819 \times 1820}{\text{床面積}} = \frac{1490580}{149.05 \text{ m}^2}$$

(B 附 進 15)

建物図面



昭和50年9月20日	製作年月日
------------	-------

製作者	
-----	--

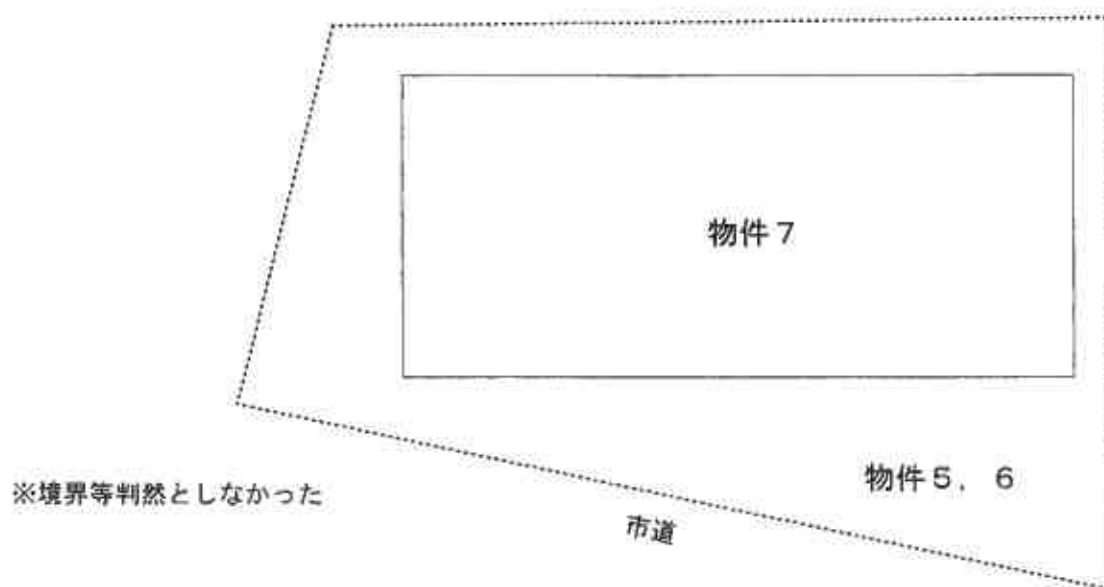
申請人	
-----	--

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

524319

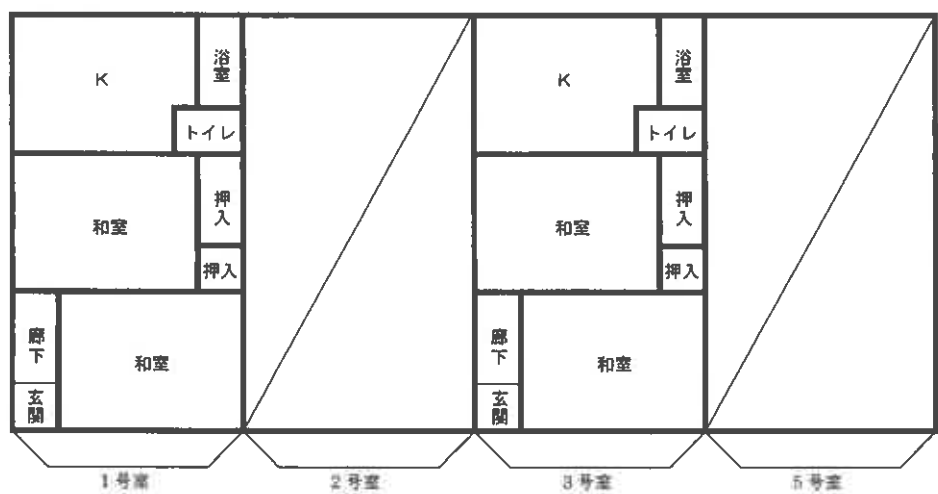
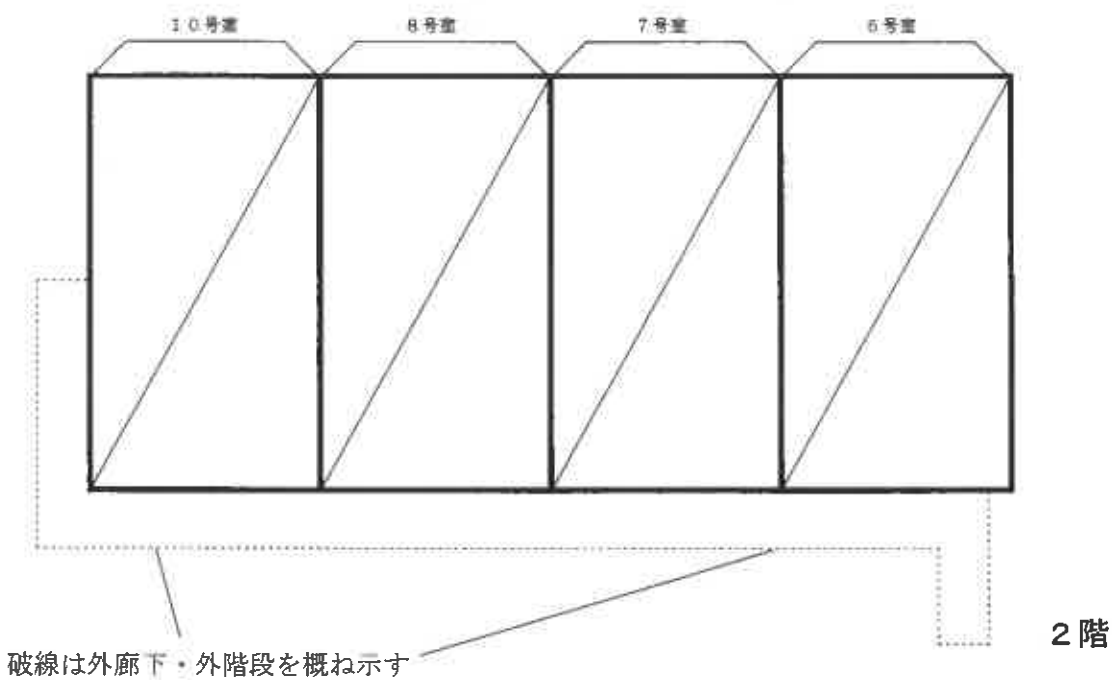
縮小版

縮尺	1/200	1/200
----	-------	-------



配置略図

※略図であり境界・範囲・形状等を特定・明示するものではない。



1階

間取り略図



現況写真